

平成25年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

1 徳島県後期高齢者医療広域連合告示第13号

平成25年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。
平成25年7月22日

徳島県後期高齢者医療広域連合長 原 秀 樹

(1) 期日 平成25年8月8日

(2) 場所 徳島市川内町平石若松78番地1 徳島県国保会館3階 研修室

2 平成25年8月8日(木)午後1時30分開会

3 出席議員は、次のとおりである。

1番 中 川 秀 美	2番 西 林 幹 展
3番 泉 理 彦	4番 出 口 憲 二 郎
5番 島 尾 重 機	6番 増 富 義 明
7番 野 崎 國 勝	8番 久 保 田 哲 生
9番 平 岡 進 治	10番 中 田 丑 五 郎
11番 花 本 靖	12番 原 仁 志
13番 山 根 由 美 子	14番 後 藤 正 和
15番 坂 口 博 文	16番 影 治 信 良
17番 福 井 雅 彦	18番 五 軒 家 憲 次
19番 森 谷 靖	20番 坪 内 律 雄
21番 平 石 賢 治	23番 吉 岡 薫
25番 横 関 道 恵	

4 欠席議員は、次のとおりである。

22番 玉 井 孝 治 24番 小 坂 重 夫

5 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

広域連合長	原 秀 樹	副広域連合長	川 真 田 哲 哉
副広域連合長	川 原 義 朗	監査委員	藤 原 孝 信
事務局長	谷 口 榮 一	総務課長	鈴 江 正
事業課長	滝 川 勝 正	総務課主査	廣 瀬 晃 代
事業課係長	石 本 英 治		

6 職務のため出席した職員の職氏名は、次のとおりである。

総務課係長 岡 本 裕

7 議事日程(第1号)

第1 会議録署名議員の指名について

- 第2 会期の決定について
- 第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 第4 監査委員による監査報告について
- 第5 議長の選挙について
- 第6 同意第2号 徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第7 議案第8号 平成25年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第9号 徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療共通経費財政調整基金条例の制定について
- 議案第10号 徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 平成24年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

8 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 新たに選出された議員の議席の指定について
- 日程第4 監査委員による監査報告について
- 日程第5 議長の選挙について
- 日程第6 同意第2号
- 日程第7 議案第8号から議案第11号まで

(午後1時30分開会)

○副議長（中田丑五郎君）

ただ今から、平成25年8月徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。現在、議長が欠員となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、私が議長の職務を行います。御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

それでは、広域連合長から、招集の挨拶があります。

○副議長（中田丑五郎君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

平成25年8月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、昨年は、保険料の改定や電算処理システムの機器の入替えなど、大きな事務事業を行いました。全て円滑な遂行ができております。これも皆様方の御理解と御協力のたまものであり、心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、高齢者医療制度に関する国の動向でございます。皆様方も御承知のとおり、高齢者医療制度につきましては、社会保障制度改革国民会議の中で議論されてまいりましたが、この度、「最終報告書」が取りまとめられ、一昨日の8月6日に内閣総理大臣に提出されたところでございます。今後、政府は、この「最終報告書」を受けまして、医療、介護など、改革の工程表を示す「プログラム法案」の骨子を閣議決定し、順次、国会に関連法案を提出していく運びとなっているようでございます。

広域連合といたしましては、引き続き、国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、適切な対応をしていかなければならないと考えております。

このような状況ではございますが、被保険者の皆様に安心して医療を受けていただけますよう、引き続き、着実な制度運営を行ってまいりますので、今後とも議員の皆様方の御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

なお、今定例会には、副広域連合長の選任同意をはじめ、平成25年度特別会計補正予算など、4件の議案を提出いたしております。詳細につきましては、後ほど事務局長から説明を申し上げますので、十分御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の御挨拶といたします。

○副議長（中田丑五郎君）

これより、本日の会議を開きます。日程に先立ち、諸般の報告を致します。

まず、議員の辞職について御報告申し上げます。去る3月に、須見矩明議長から辞職願が提出され、閉会中でありましたことから、副議長において、これを許可いたしておりますので、御報告申し上げます。

次に、徳島市選出の岡南均議員、吉野川市選出の川真田哲哉議員、松茂町選出の原田幹夫議員、北島町選出の羽坂登志馬議員及び藍住町選出の西川良夫議員が閉会中に、辞職

されております。ここに、改めまして、辞職されました議員の皆様方の御尽力に対しまして感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。

次に、このほど徳島市議会議長、吉野川市議会議長、上勝町議会議長、松茂町議会議長、北島町議会議長及び藍住町議会議長から、それぞれ広域連合議会議員選出の通知があり、これを受理いたしております。

次に、監査委員から、本年2月から7月までに実施しました例月出納検査及び決算審査の結果につきまして、議長及び副議長宛てに報告書が提出されております。以上、御報告申し上げます。

次に、本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

○副議長（中田丑五郎君）

なお、本日の会議に欠席の届出がありました方は、22番玉井孝治君、24番小坂重夫君、以上であります。

○副議長（中田丑五郎君）

それでは、日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、5番島尾重機君、11番花本靖君のお二人を指名いたします。

○副議長（中田丑五郎君）

次に、日程第2会期の決定についてを議題といたします。

お諮りを致します。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中田丑五郎君）

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

○副議長（中田丑五郎君）

次に、日程第3新たに選出された議員の議席の指定を行います。

なお、このたび本広域連合議会議員に選出されました方々は、徳島市から中川秀美君、同じく徳島市から西林幹展君、吉野川市から増富義明君、上勝町から花本靖君、松茂町から森谷靖君、北島町から坪内律雄君、藍住町から平石賢治君、以上の方々であります。

新たに選出された議員の議席につきましては、会議規則第4条の規定によりまして、ただ今、御着席のとおり指定を致します。

○副議長（中田丑五郎君）

次に、日程第4監査委員による監査報告につきましては、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件がございますので、藤原孝信代表監査委員に監査結果の報告を求めます。

○副議長（中田丑五郎君）
代表監査委員

○代表監査委員（藤原孝信君）

監査委員の藤原でございます。監査報告を求められましたので、決算審査の結果を御報告申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成24年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、7月19日、決算審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準じて調製されており、関係諸帳簿並びに証拠書類等を照合し、慎重に審査をした結果、決算書及び関係書類の係数は正確であり、会計処理手続につきましても適正であると認めたところでございます。なお、予算の執行につきましては、関係法令及び予算の議決の趣旨に則り、適正且つ効率的に執行されているものと認められましたので、ここに御報告申し上げます。

○副議長（中田丑五郎君）

次に、日程第5議長の選挙を行います。

本件は、議員の辞職により、欠員となっております議長を選挙するものであります。

お諮りを致します。議長選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により、行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中田丑五郎君）

御異議なしと認めます。よって、議長選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。お諮りを致します。指名の方法につきましては、副議長において、指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中田丑五郎君）

御異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に中川秀美君を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今、指名を致しました中川秀美君を、徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（中田丑五郎君）

御異議なしと認めます。よって、中川秀美君が徳島県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

○副議長（中田丑五郎君）

ただ今、議長に当選されました中川秀美君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、当選の告知を致します。

議長に当選されました中川秀美君から御挨拶があります。

○副議長（中田丑五郎君）

中川秀美君

○1番（中川秀美君）

徳島市選出の中川でございます。議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただ今、皆様方の御支持を賜り、議長という名誉ある要職に就かせていただくことになり、誠に光栄であると同時に責任の重さを感じております。

微力ではございますが、広域連合議会の円滑な運営が図られますよう、全力で取り組んでまいる所存でございます。

今後とも、皆様方の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（中田丑五郎君）

議長が選挙されましたので、議長と交代を致します。御協力ありがとうございました。

（副議長中田丑五郎君退席、議長中川秀美君議長席に着く）

○議長（中川秀美君）

それでは、日程第6同意第2号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議長（中川秀美君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

ただ今、御提案いたしました徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、御説明を申し上げます。本案は、徳島県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び第12条第5項の規定に基づき、徳島県市長会副会長、川真田哲哉氏の副広域連合長への選任について、御同意をお願いするものでございます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

○議長（中川秀美君）

お諮りを致します。本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決いたしたいと

と思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中川秀美君)

御異議なしと認めます。よって、本案については、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本案については、原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中川秀美君)

御異議なしと認めます。よって、同意第2号徳島県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(中川秀美君)

ここで、ただ今選任されました、副広域連合長の出席を求めることにいたします。

(副広域連合長川真田哲哉君入場)

○議長(中川秀美君)

副広域連合長から御挨拶があります。

○議長(中川秀美君)

川真田哲哉君

○副広域連合長(川真田哲哉君)

吉野川市長の川真田でございます。ただ今は、副広域連合長の選任に御同意を賜りまして、誠にありがとうございます。原広域連合長とともに、国の動向を注視し、県内市町村との連携強化を図ってまいりたいと思いますので、どうか皆様の御協力、また、御指導賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(中川秀美君)

次に、日程第7議案第8号平成25年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第9号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療共通経費財政調整基金条例の制定について、議案第10号徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につい

て、議案第11号平成24年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。以上4件の提案理由について、事務局の説明を求めます。

○議長（中川秀美君）
事務局長

○事務局長（谷口榮一君）

議案第8号から議案第11号までを順次、御説明させていただきます。恐れ入りますが、資料②予算議案の3ページをお願いいたします。議案第8号平成25年度徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28億7,715万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,194億7,564万3,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。補正予算の概要でございますが、平成24年度療養給付費負担金等において精算を行った結果による、国や県、市町村、社会保険診療報酬支払基金等への追加納付及び償還に係る所定の経費が必要になったため、補正を行うものでございます。債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。この債務負担行為は、レセプト保管の施設を賃借するに当たり、複数年にわたる継続的契約が必要なため、平成26年度から平成29年度までの期間において、一般財源を財源として、限度額を524万4,000円と定めるものでございます。

次に、資料④条例等議案の1ページをお願いいたします。議案第9号徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療共通経費財政調整基金条例の制定についてお諮りをするものでございます。詳細につきましては、資料⑤の条例議案概要説明書で御説明いたします。資料⑤の1ページをお願いいたします。制定の趣旨でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により、設置される特別会計における徳島県後期高齢者医療広域連合規約第18条第2項の規定により、広域連合に対して負担する金額のうち、規約別表第2の1の項の共通経費について、長期にわたる財政の健全な運営に資するため、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療共通経費財政調整基金を設けるものでございます。施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

続きまして、議案第10号につきまして御説明させていただきます。資料④の条例等議案の3ページをお願いいたします。議案第10号徳島県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてお諮りするものでございます。詳細につきましては、資料⑤の条例議案概要説明書で御説明いたします。資料⑤の2ページをお願いいたします。改正の趣旨でございますが、障害者自立支援法の題名の改正が行われたことに伴い、現行条例について、所要の改正を行うものでございます。施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

次に、議案第11号につきまして御説明をさせていただきます。資料④条例等議案の4

ページをお願いいたします。議案第11号平成24年度徳島県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものでございます。一般会計の決算の概要につきましては、資料⑥の15ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、一般会計の歳入総額は1億3,704万3,000円、歳出総額は1億3,257万3,000円、歳入歳出差引額は447万円、実質収支額も同額でございます。なお、実質収支額は地方自治法第233条の2の規定により、全額財政調整基金に繰り入れるものでございます。次に、特別会計の決算の概要でございますが、同じく資料⑥の41ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございますが、特別会計の歳入総額は1,112億8,336万1,000円、歳出総額は1,083億7,632万2,000円、歳入歳出差引額は29億703万9,000円、実質収支額も同額でございます。なお、実質収支額は、平成25年度に全額繰り越すものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（中川秀美君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

○議長（中川秀美君）

これより、質疑及び一般質問に入ります。質疑及び一般質問の通告がありましたのは、1名であります。通告者の発言を許します。

13番山根由美子君

○13番（山根由美子君）

石井町の山根由美子と申します。よろしくをお願いいたします。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1問目、後期高齢者医療制度の今後の動向についてお伺いいたします。

まず、1点目、社会保障制度改革推進法の中で今後の高齢者医療制度について、社会保障制度改革国民会議の設置期限が本年8月21日までに具体化した結論を得る事になっておりますが、今後の国の動向、議論の行方についてお伺いいたします。

2点目、昨年の総選挙、7月の参議院選挙の結果、自民党、公明党の議席が過半数を取りましたが、国民との矛盾が広がっていると言わざるを得ません。このような状況の下、後期高齢者医療制度の今後について、どのように受け止め、展望されているのか、お伺いいたします。後期高齢者医療制度の実施から5年がたち、安倍内閣は、「制度は安定している。」といい、現代版「姥（うば）捨て山」といわれるこの制度の存続を図ろうとしております。保険料は、それまで負担のなかった健康保険の被扶養者をはじめ、家族に扶養されている人を含め、全ての人が徴収され、低所得者ほど多くの負担が課せられるのがこの制度です。国民会議の中でも、自己責任とか、受益者負担とかが強調されております。75歳以上の高齢者の方々の立場に立てば、本当に安心して医療を受ける事ができるのか、全く見えて来ないどころか、不安なことばかりが見えて来るのではないのでしょうか。私は、是非高齢者の声をしっかり聞きながら、やはり高齢者の負担を減らす、安心して医療が受け

られる制度に戻していくべきだと考えております。広域連合長の方からも、高齢者が安心して医療が受けられる制度に戻すように、国に求めていると強く要望いたします。

2 問目、保険料についてお伺いします。

1 点目、保険料は2年ごとに改定され、医療費の伸びと、75歳以上の人口の伸びによって保険料が引き上げられるのがこの制度です。介護保険料も3年ごとに改定され、今度の国民会議の中では、介護保険利用料の負担増も予想されています。年金は連続引下げ、そして、消費税増税という負担増に高齢者は耐えられるでしょうか。厚生労働省が平成24年に年金受給者の実態を発表しております。その資料によりますと、年収100万円以下が41.6%、女性は65%となっております。国民年金が満額支給でも、月額79,200円で、年額では95万400円です。このような実態に置かれている高齢者をどう認識し、その影響について、どのようにお考えなのか、お聞きいたします。

2 点目、年金が今年10月から1%、さらに1年半で2.5%引下げ、その後も毎年引下げが予定されております。そうなると高齢者は収入減となります。後期高齢者医療制度にとって、どういう影響があるのか、お考えをお伺いいたします。

3 点目、保険料を払えない後期高齢者医療制度加入者は、年々増加傾向にあります。年金天引きの場合は、収納率100%ですが、普通徴収は、低い年金と無年金など低所得者の方は、払いたくても払えない状況で、滞納に至っていると私は思います。平成24年度の保険料収納状況で見ますと、県全体で99.21%、収納未済額5,025万6,640円となっております。低所得者に配慮した保険料減額措置があってもなお、収納率が上がらない原因についてお伺いいたします。

3 問目、短期被保険者証の発行中止と、短期被保険者証の有効期限の延長についてお伺いします。平成24年8月現在、637件、同年12月、347件、平成25年4月現在、269件と、今なお、短期被保険者証が発行されております。短期被保険者証につきましては、対面で相談することで、滞納が解決に進んでいる訳ですから、収納相談に力を入れるべきであります。また、有効期間が切れているにも関わらず、行政機関に相談にも行けなく、短期被保険者証が手元にない高齢者を無保険者に追い込めば、命に関わりますので、短期被保険者証発行を中止していただくように求めます。また、短期被保険者証の有効期限については、4か月というのは、すぐやっけてまいります。少なくとも、6か月にすれば、事務の効率化も図れるのではないかと思います。また、将来的には、短期被保険者証の発行を無くす方向で考えるべきではないでしょうか。また、病気にかかるリスクの高い高齢者から保険証を取り上げることとなる資格証明書の発行は、今後も発行しない立場で貫いていただきたいと思っております。お考えをお伺いいたします。

4 問目、差押えについてであります。去る2月14日付けの「しんぶん赤旗」によりますと、厚生労働省の発表では、後期高齢者医療制度で、保険料滞納のために差押えを受けた件数が、2011年度全国で1,986件に上ると報道されておりますが、徳島県の実態はどのようなのでしょうか。差押えに至る状況は考えにくいのですが、事実があれば、件数と実情について御説明を願います。

貧困が原因の滞納でありながら、また厳しい差押えという制裁措置をする。こんな高齢者の環境を放置しておいていいのでしょうか。病気がちなうえ、収入の手段も限られる高齢者だけを一つの医療制度に集め、負担の増加、若しくは給付の削減を迫る制度は、高齢

者をお荷物扱いにしています。安倍政権による社会保障大改悪を進める制度存続を正当化する意見も出されておりますが、あまりにも現実離れの常識です。後期高齢者医療制度を速やかに廃止して、国民の願いである、元の老人保健制度に戻すべきと指摘して、一般質問を終わりますが、答弁により再質問をさせていただきます。

○議長（中川秀美君）

事務局長

○事務局長（谷口榮一君）

御質問に御答弁申し上げます。まず、2の保険料についてでございます。高齢者の実態をどのように認識し、その影響についての考え方でございますが、高齢社会対策基本法に基づき、平成8年から毎年政府が国会に提出している高齢社会白書によりますと、我が国の総人口は平成24年10月1日現在、1億2,752万人で、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の3,079万人、前年2,975万人、前年に比べまして104万人、率にして3.5%の増となっております。また、75歳以上人口の後期高齢者は1,519万人で、総人口に占める割合は11.9%となっております。また、平成72年度までの推計としては、総人口が減少する中で、高齢者人口は、いわゆる「団塊の世代」、昭和22年から24年に生まれた方でございますが、65歳以上となる平成27年には3,395万人となり、その後も増加して、平成54年には3,878万人でピークを迎え、それに伴い、総人口に占める65歳以上人口の割合である高齢化率も上昇し、平成72年には高齢化率は39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上、また、75歳以上の割合も26.9%となり、4人に1人が75歳以上となる見通しであると示されております。

現役世代が高齢者を支える構造として、平成24年では65歳以上の高齢者1人に対して現役世代、15歳から64歳まででございますが、2.6人で支えていたものが、平成72年には高齢者1人に対して現役世代1.3人で支えることになるかと推計をされております。また、徳島県の推計では、平成24年度の高齢化率が28%であったものが、平成52年度では、40.2%となり、12.2%伸びる予想となっております。

こうした加速する高齢化社会の現状を踏まえ、社会保障制度改革国民会議において、給付と負担の均衡を保つための改革が議論されましたことから、今後とも国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、年金引下げによる影響についてでございますが、年金制度についても、国民会議で議論されたところでございます。現在の保険料については、平成24年度及び平成25年度の特定期間においての2年間において決定されており、平成25年度の保険料は、平成24年中の年金等を含めた所得に応じ算定を行っております。なお、次期保険料の算定におきましては、平成24年度の実績を基に、本年度、国から示されます各種試算に必要な数値や伸び率等により、適正な保険料の算定事務を行いたいと考えております。

次に、収納率についてでございますが、現行制度におきましては、徴収権は各市町村にございます。平成24年度の収納率は99.21%であり、実質高収納率を維持していると考えておるところでございますが、今後とも収納率の向上に努力をしてまいりたいと考えております。

次に、3の短期被保険者証についてでございます。保険証の交付は、前年度1期（8月納期）から7期（2月納期）までの保険料に未納がある被保険者に対して、未納の金額に関わらず、短期被保険者証の交付を致しております。

また、市町村における納付相談等において作成した納付計画を誠実に履行し、確実に納付することができる判断できた被保険者に対しては、短期被保険者証ではなく、通常の被保険者証を交付することとしているところでございます。相互扶助の保険制度であることから、法令に従った応分の負担をしていただくため、相互扶助保険料を滞納している被保険者に対しては、短期被保険者証を活用することで、保険料納付を直接働きかける納付相談の機会を増やし、個々の状況に応じた、きめ細やかな収納対策に必要なものと考えておりますことから、短期被保険者証の交付については、有効期限も含め、現行どおりとするものでございます。

次に、4の差押えについてでございます。差押え件数は、平成23年度に1件ございました。なお、金額につきましては、差押え件数が1件でございますことから、特定をされますので、個人情報保護の観点から、差し控えさせていただきたいと考えます。

私からは、以上でございます。

○議長（中川秀美君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

山根議員の御質問に御答弁申し上げます。

私からは、後期高齢者医療制度の今後の動向等についてでございます。開会の御挨拶の中でも申し上げましたが、後期高齢者医療制度は、社会保障制度改革推進法に基づきまして、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するために内閣に設置されました社会保障制度改革国民会議の中で、後期高齢者医療制度を含む医療、介護、年金、少子化対策の4つの分野の今後の改革・方向性について議論することとされております。これまで、20回にわたる会議が開催されまして、議論が重ねられてきたところでございまして、今週8月5日に「最終報告書」が取りまとめられ、一昨日の8月6日に内閣総理大臣へ提出されたところでございます。この度、取りまとめられました「最終報告書」では、社会保障制度の持続性を高めていくため、高齢者にも応分の負担を求めており、高所得者を中心に負担増や給付減を求める一方で、低所得者には、負担に配慮した改革を打ち出しており、後期高齢者医療制度につきましては、「創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入をはじめ、必要な改善を行っていくことが適当である。」とされております。今後、政府は、この報告書を受けまして、社会保障制度改革の実施時期を明示いたしました「プログラム法案」の要綱を閣議決定し、関連法案を国会へ順次、提出する運びとなっているようでございます。

広域連合といたしましては、今後、ますます国の動向に注目していかなければならず、後期高齢者医療制度の変更内容等の情報収集に努めるとともに、適切な対応をしていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（中川秀美君）

13番山根由美子君

○13番（山根由美子君）

それぞれ、お答えをいただきましたが、再問をさせていただきます。

今年1月21日に第3回の国民会議が開催され、麻生副総理は挨拶の中で、「政府のお金でやっていると思うと、ますます寝覚めが悪い。さっさと死ぬるように。」と暴言を吐きました。発言は撤回されましたが、安倍内閣の本質が出ている発言だと思っております。

国民会議最終報告書の原案では、「負担の在り方をこれまでの「年齢別」から「能力別」に切り替え、高齢者も応分の負担を求める。社会保障の機能強化には、税と保険料負担、徹底した給付の重点化・効率化」の名のもとに社会保障の切捨てや、負担増などを国民に押しつける事になっていると思います。社会保障は、憲法25条の生存権を国が保障する社会保障ではないかと思いますが、お考えをお聞きいたします。

国民会議の中で、後期高齢者医療制度の存続が組み込まれております。高齢化が進む中、社会保障費が増大するのは避けられませんが、総論案では、主要な税源を消費税に頼るとしております。日本共産党は、大型開発や軍事費の無駄遣いをやめ、大企業や富裕層への優遇税制を正せば、社会保障の財源は確保できると提案しております。これ以上の社会保障の切り捨てと消費税増税では、高齢者の生存権は守れません。

この事を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川秀美君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

山根議員の御再問に、お答え申し上げます。

我が国の65歳以上の高齢者人口の比率は、総人口の4分の1となりまして、年金、医療、介護などの社会保障給付には、既に年間100兆円を超える水準に達しております。この給付を賄うために、現役世代の保険料や税負担は増大しました。そして、そのかなりの部分は国債などによって賄われているために、将来世代の負担となっております。社会保障制度改革国民会議の最終報告書では、社会保障制度の持続可能性を高め、その機能が更に高度に発揮されるようにするために、主要な財源として、国、地方の消費税収をしっかりと確保し、能力に応じた負担の仕組みを整備すると同時に社会保障がそれを真に必要としている人たちにしっかりと給付されるような改革を行う必要があるとされております。

今後、この報告書を受けまして、社会保障制度改革関連法案が国会へ順次、提出され、様々な観点から国会におきまして、審議がなされるものと考えております。

いずれにいたしましても、当広域連合といたしましては、後期高齢者医療制度につきまして、今後、国がどのような結論を出していくかを注目していくこと。また、被保険者の方々が、引き続き、安心して医療を受けていただけますように、定められた制度を確実に運営することが責務であると考えております。以上でございます。

○議長（中川秀美君）

以上をもって、通告による質疑及び一般質問は終わりました。
これをもって、質疑及び一般質問を終結いたします。

○議長（中川秀美君）

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中川秀美君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

○議長（中川秀美君）

これより、順次、採決いたします。なお、採決は、起立によって行います。

○議長（中川秀美君）

お諮りいたします。まず、議案第8号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中川秀美君）

起立多数であります。よって、議案第8号については、原案どおり可決されました。

○議長（中川秀美君）

次に、議案第9号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中川秀美君）

起立多数であります。よって、議案第9号については、原案どおり可決されました。

○議長（中川秀美君）

次に、議案第10号について、原案どおり可決することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中川秀美君）

起立全員であります。よって、議案第10号については、原案どおり可決されました。

○議長（中川秀美君）

次に、議案第11号について、原案どおり認定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中川秀美君）

起立多数であります。よって、議案第11号については、原案どおり認定することに決定いたしました。

○議長（中川秀美君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中川秀美君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、これを議長に委任することに決定いたしました。

○議長（中川秀美君）

以上をもって、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

○議長（中川秀美君）

閉会前に広域連合長から挨拶があります。

○議長（中川秀美君）

連合長

○広域連合長（原秀樹君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会におきましては、議長の選挙が行われ、就任されました中川議長には、心からお喜びを申し上げますとともに、今後とも格別の御協力をお願いする次第でございます。また、今定例会に御提案いたしました議案等につきまして、御審議を賜り、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

また、副広域連合長の選任につきましても、議員の皆様の御賛同により、お認めいただきまして、ありがとうございました。

今後も高齢者の皆様が、不安を持つことなく安心して医療サービスが受けられますよう、制度の円滑な運営に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、議員各位の格別の

